



注目の法改正、中小企業も注意が必要な内容

今回の日合商解説（vol.40）では、2022年中にスタートする様々な法改正について重要な内容を抜粋して解説していきます。

住生活産業というと、建築業法や宅建業法に関わる内容が多いものですが、今回は法人としての対応が求められる内容になっています。今回は説明しきれない内容についてもインターネット上に内容や対策が記載されているものもあるのでしっかりとチェックしておくことをお勧め致します。まずは、2022年に改正される法律の名前について確認しておきましょう。

2022年 法改正・住産業関連

1月1日

改正電子帳簿保存法・電子データで受け取った請求書・領収書・要件緩和
改正雇用保険法・一定条件を満たした65歳以上副業に雇用保険適用
デジタル社会に向けた法改正

4月1日

改正個人情報保護法・・・「住宅会社は要注意」
改正地球温暖化対策推進法・・・2050年までにカーボンマイナスゼロへ
改正大気汚染防止法・・・アスベスト法・・・基準が厳しい
改正民法・・・成年年齢18歳・・・カードやローンが組める
改正育児・介護休業法・・・企業による意向確認義務化
改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）・・・協力会社へのパワハラ含む

今回は、この中から4つの法改正について抜粋して解説していきます。

- ① **改正個人情報保護法**
- ② **地球温暖化対策推進法(温対法)**
- ③ **改正大気汚染防止法・・・アスベスト法**
- ④ **改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）**

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum

① 2022年4月改正 改正個人情報保護法の対応ポイント

情報化社会が進む中で、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の保護に関する基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることが目的の「改正個人情報保護法」です。

個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等が定められ、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会を進めながら個人の権利利益を保護することを目的としています。

重要なポイントは

事業者側のペナルティが強化された点です。特に、これまで住宅業界では当然のように行われていた「工事現場での施主名の表記」についても問題視される可能性があることが専門家からも示唆されています。



事業者側の債務の追加

漏洩時の報告義務

不適正な利用の禁止

ペナルティ強化

個人情報保護法改正により
罰金が最大1億円に！

注目すべき点

住宅・建築・設計業界・において特に注目すべき点は「仮名加工情報」他の情報と照合しない限り特定の個人を認識することが出来ないように、個人情報を加工する。設計図書の個人情報・設計図書の個人情報の開示には注意が必要。

② 地球温暖化対策推進法(温対法)

地球温暖化対策を国・地方自治体・事業者・国民が一体となって取り組んでいくために制定された法律です。今後はますます脱炭素社会に取り組む姿勢が重要になってくる為、その取り組みを推進する為の法律だと認識しておくことがポイントです。これは事業として、商品・サービスを提供するだけではなく、事業者の所有する不動産や倉庫、流通から施工時に至るまで、様々な分野に関連がある内容です。

事業者としての対策とすれば、再生可能エネルギーの普及や太陽光パネル・蓄電池のセットアップ等が挙げられます。



事業者として対策

① エネ対策への取り組み

② 太陽光パネル設置



③ 改正大気汚染防止法・・・アスベスト法

改正石綿障害予防規則の強化ポイントについて記載しています。ほとんどの法改正はすでにスタートしています。2020年10月からすでにスタートしているもの、2021年4月にスタートしているものがあります。今回、2022年4月からは工事開始前の労働基準監督署への届出があります。一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務づけられます。また黄色に塗られている部分は2023年10月を予定。

ポイント①

公示前に石綿の有無を調べる事前調査について

◆建築物の解体・改修・リフォームなどの工事対象となる全ての材料について、石綿の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果を3年間保存することが義務づけられます。 **(2021.4～)**

◆建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行うことが義務づけられます。 **(2023.10～)**

ポイント②

工事開始前の労働基準監督署への届出について

◆吹付石綿に加え石綿が含まれる保温材などの除去等の工事は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務付けられます。 **(2021.4～)**

◆一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務づけられます。 **(2022.4～)**

ポイント③

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事について

◆除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務付けられます。 **(2021.4～)**

ポイント④

石綿含有成形板・仕上塗材の除去工事について

◆石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務づけられます。 **(2020.10～)**

◆石綿が含まれている形成板等の除去工事は、切断・破砕等によらない方法で行うことが原則義務となります。 **(2020.10～)**

◆石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務づけられます。 **(2021.4～)**

ポイント⑤

写真等による作業の実施状況の記録について

◆石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務づけられます。 **(2021.4～)**

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum

2022年4月1日より中小企業でも義務化

今回の大きなパワハラ防止法のポイントは「自分たちの会社以外の人間に対してもパワハラと判断される行いをしてしまった場合もパワハラにあたる」ということです。自社雇用以外という、取引先または下請け会社・協力会社等がそれにあたります。

圧迫感のある口調で話すこともですが、丁寧な言葉づかいであったとしても立場を利用してプレッシャーをかけるような行為も禁止です。

「こっちの都合を少しは考えろよ！」みたいな言葉を電話越しに言うのも勿論アウトです。言い方・伝え方で齟齬が起き、そこに問題が発生しないように、業務上でのイレギュラーや社員の負担を減らす施策が日本の中小企業には求められています。

パワハラ防止法とは

職場における「いじめ・嫌がらせ」を防止するためのもの、いわゆる「パワハラ防止法（正式名称：改正労働施策総合推進法）」が成立、2020年6月に施行。2022年4月1日から中小企業でもパワハラ防止法が義務化



パワハラ防止法

働き方改革
事業スタイル改革

社内改革が必要

DX事業スタイル
業務高効率 働き方改革

2022年4月1日から義務化がスタートになりますので事業主・各部門責任者・社内相談窓口・担当者についてはそれぞれの対応方法が重要になります。（問題を起こさない為のルール、問題が発生した場合のルール等）

推奨される対策例

- ・ 職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化
- ・ 自社雇用以外の労働者に対しても同様のルールを明確化
- ・ 他の事業主の雇用する労働者からのパワハラや顧客等からの著しい迷惑行為についての対策を行う

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum